

2017.05.01 初版

2018.05.13.改訂

2019.04.29.改訂

2021.05.25 改訂

2021 年度（令和 3 年度）滋賀県民総スポーツの祭典滋賀県スポーツ・レクリエーション大会の部トランポリン競技の基本ルール

1. 10 本競技の部

(1) クラス

対象者	クラス名	難度点
中学生以下	ジュニア C	なし
	ジュニア B	0.8 以下
	ジュニア A	1.5 点以下
高校生以上	一般 B	なし
	一般 A	1.5 点以下

(2) 得点

① 演技点と難度点の合計とする

演技点：4 人の審判の得点のうち最高と最低を削除し、残った 2 つの得点の合計×1.5

難度点：1/4 回転を 0.1 点、1/2 捻りを 0.1 点を基本とし、10 本の演技中に実施した回転と捻りの得点を合計する。詳しくはトランポリン競技規則に準じる。

例：腹落ち＝0.1 点、ローラー＝0.2 点、ピルエット＝0.2 点など

抱え跳び、立つ→腰落ち、立つ→ひざ落ちなどは 0 点

② 予選と決勝の得点の合計で順位を決定する。

(3) 試技回数

① 予選 1 本

② 決勝 1 本 （順番は予選得点の低い順、同点の場合は予選試技順）

(4) ジュニア C クラスおよび一般 B クラスの注意点

- ① 同じ技は 3 回以上しないこと。実施した場合は 3 回目から演技点から減点する。減点は 0.2 点とする。

補足：「同じ技」とは「着床から着床までの間で全く同じ動作をすること」である。

例：「腰落ち」→「立つ」→「ひざ落ち」→「腰落ち」→「立つ」

腰落ち→立つが 2 回実施されており、もう一度腰落ち→立つを行うと減点。

(5) ジュニア A, B クラス、一般 A クラスの注意点

- ① 同じ技を 2 回以上実施した場合、難度点は加算しない。また減点もしない。

2. シャトル競技の部

(1) クラス

対象者	クラス名	技
中学生以下	ジュニア B	3 種目を禁止技とする ①1 回ひねり腰落ち ②ローラー ③1/2 捻り腹落ち
	ジュニア A	シャトル競技種目 38 種目すべてあり
高校生以上	一般	シャトル競技種目 38 種目すべてあり

(2) その他

ツーバウンスはありとする

その他シャトル競技規則に順ずる

3. その他

(1) 滋賀県内在住者および在学・在勤者以外の参加者はオープン参加とし、順位の対象外とする

(2) 昨年度は中止となったため、一昨年度の優勝者でも同じクラスに参加できるものとする。

(3) 5 月 23 日に開催した滋賀県トランポリン選手権リハーサル大会の入賞者 (3 位まで) は 10 本競技にはエントリーできないものとする。

以上